

相模原市には 人権を大切にしていくなための 共通ルール（条例）があります

相模原市子どもの 権利条例



子どもはみんな、生まれた時から幸せに生きる権利を持っています。この条例では相模原の子どもが生き生きと自分らしく成長していくために大切な子どもの権利と、子どもの権利を守るための大人たちの役割が決められています。

大切な4つの子どもの権利

生きる権利
安心して生きる権利

守られる権利
自分を守り、守られる権利

育つ権利
心身共に豊かに育つ権利

参加する権利
地域及び社会に参加する権利

令和6年3月制定

相模原市人権尊重の まちづくり条例



すべての人の個性を大切にし、お互いの人権を認め合う共生のまちをつかっていくことを定めた条例です。より一層人権を大切にしていくなため、令和6年3月に新たに制定しました。

人権を大切にする心を育てていく

性別、出身国、障害などを理由にした差別をなくしていく

人権を傷つけられた時に相談ができる

共生のまちとは、一人ひとりが、かけがえのない存在として大切にされ、生き生きと暮らせるまち、すべての人の人権が守られるまちのことです。

いやだと思ったことを「いや」と言うことも、
困ったとき誰かに助けを求めることも、
あなたが持っている大切な権利。
いじめや差別のなやみは、話しにくいことかもしれない。
でも、思いきってつらい気持ちだけでも聞かせてほしい。

市の相談窓口

さがみみ（さがみはら子どもの権利相談室）

▶ **0120-786-108**（子ども専用・電話代はかかりません）
月～金：13時～20時 土：10時～17時
※年末年始・祝日、青少年学習センター休所日を除く

さがみはら 子どもSOSダイヤル

▶ **042-707-7053**
24時間受付

ヤングテレホン相談

▶ **042-755-2552**
月～金：15時30分～21時 土：13時～17時
※年末年始・祝日を除く ※最終受付は終了の15分前まで
▶ yantele@city.sagamihara.kanagawa.jp
24時間受付（返信には数日かかります）

青少年相談センター

▶ 青少年相談センター **042-752-1658**
▶ 南相談室 **042-749-2177**
▶ 城山相談室 **042-783-6188**
▶ 相模湖相談室 **042-682-7020**
月～金：9時～17時 ※年末年始・祝日を除く



人権総合相談窓口

▶ **042-769-6141**
月～金：9時～17時 ※年末年始・祝日を除く

国の相談窓口

法務局 こどもの人権110番

▶ **0120-007-110**
月～金：8時30分～17時15分



発行 相模原市
編集 相模原市 市民局 人権・男女共同参画課
〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
電話 042-769-8205 FAX 042-754-7990

令和6年12月発行



～人権尊重のまち・さがみはら～

すべての人は、一人ひとりに特徴があり
それは色のように多種多様です。
どの色にも良さがあるように
一人ひとりの特徴にも良さがあり、
一人ひとりが違うからこそ
色どり豊かな世界を作ることができます。
どんな特徴のある人も
かけがえのない存在です。



相模原市

人権って何だろう？



相模原市に「人権を尊重しよう」
っていう条例ができたらしいよ。

へえ～。「人権」って、言葉は
聞くけど、あまり考えたこと
ないかも……。



確かに…。
生まれながら持っている権利。
幸福追求とか自由とか、
あと、公共の福祉に反しない！

それっぽいね。
「平等」みたいなのもあったよね…。



「人権」を考えたときのキーワード 「平等」

「人権」について考えたときの大事なキー
ワードは「平等」です。

私たちは、国籍や性別、障害の有無、考
え方など、一人ひとり「違い」があります。
生まれ持った違いや暮らしていく中で形作
られる違いなど色々あります。

しかし、その違いがあってもなくても、
人はみな「平等」です。何かの違いがある
という理由だけで、不利に扱われるとか、
人として尊重されないといった「差別」は、
あってはなりません。

それって、大切だね。
自分ではどうにもならないことで
差別されたら、嫌だし、
どうしていいかわからない。



けど、自分と違う人に対して勝手な
イメージとかは正直あるかも…。



うーん。そうだね…ゼロではないね。

自分自身の小さな「気づき」から 共生社会の実現へ！

「おじさんにこの曲の良さは分からない
よ！」「最近の若い人は…」こうした言葉
をどう感じますか？

誰にでも、思い込みや無意識の偏見があ
るといわれています。それ自体が悪いもの
というわけではありません。ただ時に、悪
意がなくても、その思い込みなどが相手
を傷つけていることがあるかもしれません。
また、自分の中だけの小さな思い込みだ
ったものが、特定の人たちに対する勝手
な決めつけや優劣付けにつながると、「人
は誰もが平等である」ことが忘れ去ら
れて、その人々を排除するといった「差
別」が生まれることがあります。

自分の中の小さな思い込みなどに気づ
くこと、意識することは大切です。

その気づきは、見えなかった相手の個性
の発見につながり、お互いをありのまま
で認め合う共生社会につながっていくの
ではないでしょうか。

普段から気づこうとすることが大切だね。
もし、相手の良い所を見逃したら、
もったいないよね。



大げさだけど自分を見つめることは、
誰にでもできる「人権」を守る
一つの行動かもしれないね。



～色々な人権問題～

外国人と人権

外国人であるというだけで、日本から追い出そうとし
たり、著しく侮辱をしたり、危害を加えることを告知し
たりする「ヘイトスピーチ」が問題となっています。

相模原市にも約2万人の外国人の方々が暮らしています。

勝手な決めつけや優劣付けなどから、その人の「人権」
を無視して差別をする「ヘイトスピーチ」はあってはな
りません。



新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の影響で不自由な毎日を過
ごしたことは記憶に新しいと思います。

人類が初めて直面するウイルスに対するおそれが残念
ながら、感染した人、感染拡大防止のために働いている
人に対する「差別」という形で問題になりました。

あの時、自分自身がどう行動したか、考えたか、改めて
振り返ることは、人権を尊重する大事な一歩です。

人権の
キホンの
「キ」

「人権」は、自分らしく
幸せに暮らしていく権利です！

「人権」は、誰もが生まれながらに持つ権利です。
あなたも他の人も「幸せ」を求めて、「自由」に暮
らしていく権利があります。もちろん、無制限とい
うわけではなく、他の人や社会に迷惑をかけてはい
けません。